

柏市子どもの生活・学習支援事業委託（小学生コース）に係るプロポーザル募集要領

この要領は、生活困窮世帯の児童を対象とした柏市子どもの生活・学習支援事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザルの各種手続、要件等に関し必要な事項を定める。

1 当該委託事業の目的及び概要

(1) 目的

本事業は、生活困窮世帯の児童に対する学習支援や児童等からの相談等に応じることにより、児童の基礎学力の向上及びひとり親家庭等の自立の促進を図る。また、子どもの貧困対策の一環として、貧困の連鎖を防ぐことを目的として実施する。

(2) 概要

ア 事業名

柏市子どもの生活・学習支援事業委託（小学生コース）

イ 事業内容

生活困窮世帯の児童は、経済的、精神的に不安定な状況に置かれることが多く、学習の機会が十分に与えられないことなどにより、学習や進学の意欲が低下しがちである。

このような状況を踏まえ、本事業では、学習支援員による学習支援を行うとともに、気軽な相談などに対応することで、安心できる居場所を提供する。

ウ 対象者

生活保護，就学援助，児童扶養手当，ひとり親家庭等医療費等助成，遺児等養育手当のいずれかを受給する世帯，又は市長が必要と認める世帯の小学校4年生及び5年生の児童

エ 会場

- (1) 田中近隣センター
- (2) 高田近隣センター
- (3) 酒井根近隣センター

※会場確保は市が行い、会場費についても市が負担する。

オ 実施方法等

別紙「柏市子どもの生活・学習支援事業委託（小学生コース）仕様書」のとおり

カ 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

キ 予定金額上限（※消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

16,500千円

※本事業にかかる見積書を提出する際は、この金額を超えてはならないこと。ただし、参加児童数が予定人数と異なる場合は、契約金額について別

途協議する。

2 参加資格

プロポーザルへの参加資格要件は、公示日から契約日までに、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動をおこなう者が代表者又は準じる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人などでないこと。
- (2) 法人であること(個人、法人格を有しない団体及び共同企業体(JV)で応募はできない)。
- (3) 応募する法人の構成員が他の応募の法人の構成員となっていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中でないこと。
- (7) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領(昭和62年4月1日制定)に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領(平成26年12月18日制定)に基づく指名排除を受けていないこと。
- (8) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 過去に類似する事業を実施した実績があること。

3 スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

① 公募日(ホームページ掲載開始)	平成31年1月9日(水)
② 参加意思表明書の提出期限日	平成31年1月23日(水)
③ 質疑書の提出期限日	平成31年1月31日(木)
④ 質疑書への回答日(ホームページ掲載)	平成31年2月7日(木)
⑤ 提案書の提出期限日	平成31年2月22日(金)
⑥ プレゼンテーション審査の実施及び選定委員会の開催	平成31年2月26日(火)
⑦ 審査結果通知の発送	平成31年3月1日(金)

※スケジュールは変更となる場合があるため、その際は事務局より、提案者から提出のあった公募型プロポーザルの参加意思表明書(様式第1号)に記載された電話番号及びメールアドレス宛に連絡する。

4 配布資料

配布資料は、次の資料とし、柏市ホームページに掲載する。

- (1) 柏市子どもの生活・学習支援事業委託（小学生コース）に係るプロポーザル募集要領
- (2) 様式第1号～第5号
- (3) 柏市子どもの生活・学習支援事業委託（小学生コース）仕様書（以下「仕様書」という。）

5 公募型プロポーザルの参加意思表明書（様式第1号）等の提出方法等

- (1) 参加意思表明
参加を希望する者は、下記(5)に定める書類を提出すること。提出期限までに提出がなかった場合は、プロポーザルの参加は認めない。
- (2) 提出期限
平成31年1月23日（水）17時まで
- (3) 提出先
こども福祉課 学習支援担当 宛
- (4) 提出方法
持参又は郵送（提出期限までに届いたものに限る。）
- (5) 提出書類
 - ア 参加意思表明書（様式第1号）
 - イ 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）
 - ウ 法人の事業概要がわかる会社案内等の資料
 - エ 法人の定款及び規約等
 - オ 法人役員名簿
 - カ 直近の事業報告書及び財務諸表
 - キ 国税の納税証明書「様式その3の3」（3ヶ月以内に発行されたもの。写しで可）
 - ク 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないものを証明するもの。3ヶ月以内に発行されたもの。写しで可）
 - ケ 資格を証明する書類の写し（本事業内容と関連する資格を有する人員を配置する場合のみ提出）
 - コ 過去に類似する事業を実施した実績があることを示す書類（任意様式）
- (6) 提出部数
1部

6 質疑書（様式第4号）の提出方法等

内容等について不明な点がある場合は、必ず質疑書提出期間内に、次のとおり「質疑書（様式第4号）」を提出すること。電話や窓口訪問による口頭での質疑は一切受け付けない。

- (1) 提出期限
平成31年1月31日（木）17時まで

(2) 提出方法

こども福祉課まで質疑書（様式第4号）を電子メールにより提出すること。
E-mail:kodomofukushi@city.kashiwa.chiba.jp宛てに、メールタイトルを「学習支援プロポーザル質疑書（法人名）」とし、必ず電話で送信した旨伝えること。

(3) 回答方法

回答は、平成31年2月7日（木）に柏市ホームページに掲載する。

7 提案書（様式第3号）等の提出方法等

(1) 企画提案等

企画提案に参加を希望する者は、下記(5)に定める書類を提出すること。提出期限までに提出がなかった場合又は提出書類に不備があった場合は、プロポーザルの参加を認めない。以後のプロポーザルの参加を認めない場合は、平成31年2月25日（月）17時までに電子メールにて通知する。

(2) 提出期限

平成31年2月22日（金）17時まで

(3) 提出先

こども福祉課 学習支援担当 宛

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに届いたものに限る。）

(5) 提出書類

ア 提案書（様式第3号）

イ 研修計画書（研修の目的、内容、時間数、スケジュール等を記載すること）

ウ 人員配置計画書（勤務体制表）（任意様式）

エ 見積書（総額は税抜き表記とし、児童1人あたりの受講費用、保険料等、各項目ごとの内訳を記載すること。なお、参加児童数が予定人数から増減し、契約金額が変更となる場合に備え、児童数の増減により、どの項目の金額が変動するかがわかるように記載すること。）

オ 類似事業の実績一覧（様式任意）

(6) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

(7) 提出書類の無効

(5)に定める書類が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、書面によりその旨を通知する。

ア 参加資格に掲げる資格がない者が提出した場合

イ 提出期限・提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

(8) 提案書等作成要領

ア 形式は、A4判縦（A3用紙の綴込可）、邦文横書きの印刷物とし、表紙、目次及びページ番号を付したものを簡易製本（左綴）すること。

イ 提案書のページ数は30ページ以内とする（表紙、目次を除く）。なお、文字数の制限は不問とするが、極端に多くならないようにすること。

ウ 本事業に係る企画提案に要する経費は、全て提出者の負担とする。

エ 企画提案においては、図表等を適宜使用する等、具体的で明確な提案書

にすること。

(9) 辞退

参加意思表示後に公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、平成31年2月19日（火）17時までに、辞退届(様式第5号)を提出すること。

8 選考方法

提案書類を基に、選定委員会が評価を行うためプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施し、総合的に判断する。

(1) 日時

平成31年2月26日（火）

※実施時刻については、参加表明を締め切った後に、電子メールにより個別に通知する。

(2) 開催場所

柏市役所分庁舎2第3会議室

(3) 内容

プレゼンテーション及びヒアリング

提案書説明は30分を限度とし、ヒアリングは15分とする。

(4) 出席者

当日の出席者は、3人以内とする。その内1人は必ず業務受託した場合の主担当者とする。

(5) その他

ア プレゼンテーションで使用する機材等は、全て提案者が持参するものとする。(電源、テーブル、イス、スクリーン、プロジェクターを除く。)なお、プロジェクター、スクリーン及びその他の電子媒体の使用を希望する場合はあらかじめ申し出ること。

イ プレゼンテーションでの追加資料の配布や、提案書に記載のない新たな提案については認めない。

9 プロポーザルの評価基準

委託候補者の選定は、「柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市子どもの生活・学習支援事業委託（小学生コース）」における提案書一式、プレゼンテーション、ヒアリングに基づく総合評価方式（選定委員1人につき100点満点）によるものとし、選定委員会において審査を行い、最も評価が高い業者を選定するものとする。

なお、業者決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高得点者を受託候補者として選定することがある。さらに、総合得点が同点の場合には、選定委員の投票により受託予定者を決定する。選定委員の投票でも同数の場合には、選定委員長の決するところによる。また応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションを実施し、評価点が満点の50%未満の場合には選定の対象とせず、また50%以上の場合には選定するかどうかを総合的に判定する。

評価基準表

評価項目	着眼点・視点（配点内訳を括弧内に記載）	配点
事業の背景や目的との合致	<p>①生活習慣，居場所について（5点） 生活困窮世帯の児童における課題，背景，事業目的を理解しているか。</p> <p>②学習意欲，学習習慣，基礎学力について（5点） 生活困窮世帯の児童における課題，背景，事業目的を理解しているか。</p>	10点
事業の執行体制	<p>①コーディネーターについて（5点） 経験豊富な人材か。また，事業背景・目的の理解は十分か。</p> <p>②学習支援員の募集・登用について（5点） 資質ある人材を募集・登用できる見込みがあるか。</p> <p>③学習支援員の研修とフォローアップについて（5点） 事業目的理解と指導方法に関する研修は十分か，また，事業開始後のフォローアップ体制は十分か。</p> <p>④緊急時の対応について（5点） 緊急時の連絡体制の構築やスタッフの配置は十分か。</p>	20点
事業内容の具体性と効果	<p>①学習支援について（8点） 学習習慣の定着や基礎学力の向上に寄与する内容か。学習に困難を抱える児童に対し，一人ひとりに合わせた支援が行えるか。</p> <p>②児童の非認知能力習得支援・相談支援について（10点） 開所時間が単なる場所の提供ではなく，児童の非認知能力の習得に寄与する内容となっているか。また，相談体制が整っているか。それらの内容が事業者のノウハウや知識経験を活かした具体的な提案となっているか。</p> <p>③保護者への支援や，イベント提案について（10点） 保護者への支援が具体的な内容となっているか。また，イベントが児童やその保護者にとって有意義な内容か。</p> <p>④他団体との連携や育成について（7点） 他種の市民団体と連携でき，また，類似した支援を行う団体や新規に取り組む団体等の育成支援を行える見込みがあるか。</p> <p>⑤欠席者対応について（5点） 欠席者対応のノウハウと体制は十分か。</p>	40点
実績と能力	<p>・実績と熱意について 類似事業の取組実績と能力，また事業に対する熱意があるか。</p>	10点
個人情報の保護	<p>・個人情報の保護について 社内の情報セキュリティ，個人情報保護の体制が確立されており，信頼できる内容と認められるか。</p>	10点
経済性	<p>・予定金額について 予定金額以内の価格か。</p>	10点

1 0 審査結果

審査結果については、柏市ホームページに掲載し、各提案者へ送付する。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとする。

また、この審査は、各委員が上記評価基準をもとに採点し、合計点数を比較する形式であるため、合計点数以外の評価結果（委員からの具体的な所見等）に関する問合せには回答できない。

1 1 契約方法

委託契約は、発注仕様に基づき選定業者の提案内容を盛り込み、協議の上、契約書及び仕様書を作成し、一者随意契約により締結する。

1 2 業務完了後の報告

業務完了後速やかに、次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 収支決算報告書
- (3) 個別指導記録表
- (4) 事業評価報告書
- (5) その他柏市長が必要と認める書類

1 3 その他の留意事項

- (1) 選定された法人が、契約の締結までに次の事項のいずれかに該当するときは、市は選定を取り消し、契約を締結しない。
 - ア 法人の経営状況の急速な悪化などにより、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的な信用を損なうなどにより、受託者としてふさわしくないと認められるとき。
- (2) 提案書の作成及びプレゼンテーション実施の際の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出期限を過ぎた問い合わせ並びに提出書類の追加及び修正には応じない。
- (5) 提案書及びその他提出された書類は、返却しないものとする。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利となっている工法、デザイン等を提案内容に含む場合に生じる責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 主たる業務を委託を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。また、委託料額の2分の1以上を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (8) 事業を開始するまでの期間は、職員に対する研修、必要備品の調達等、業務開始に必要な準備業務を行うこと。また、準備業務に要する経費は受託者の負担とする。
- (9) 契約解除の事由が生じたとき又は業務完了時に業務を他法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力すること。
- (10) 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、本市は損害賠

償の責めを負わない。

(11) 提出された提案書は、プロポーザル方式による契約候補者の選定以外の目的において使用することはない。ただし、柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、提案書等の提出書類が開示の対象となる。

1 4 事務局（問い合わせ及び書類提出先）

柏市役所 こども部 こども福祉課 谷野・遠藤

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市役所本庁舎別館3階

TEL 04-7167-1595

FAX 04-7162-1077

E-mail : kodomofukushi@city.kashiwa.chiba.jp